

岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、介護人材の参入、育成及び定着の促進を図るため、岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、知事による認定を受けようとする介護サービスを運営する事業者（以下「介護事業者」という。）のうち、実施要綱第4条第1項の取組の宣言（以下「取組宣言」という。）を行った介護事業者及び実施要綱第8条第5項のグレード1認定事業者（以下「補助対象事業者」という。）が福祉サービス第三者評価の受審（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助対象事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、県内において次の各号のいずれかを行う介護事業者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
- (3) 法第8条第25項に規定する施設サービスを行う事業

- (4) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業
- (5) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に対し、他に補助や助成を受けている場合は、この補助金の交付の対象とはしない。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 前項の交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 前項の交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。
- 4 補助対象事業者は、規則第4条の交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第6条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第1号から第5号までに掲げる事項のほか、知事が必要と認める事項とする。

- 2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、事業単位ごとの補助対象経費の20パーセント以内の配分変更とする。
- 3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、交付決定額又は事業単位ごとの補助対象経費の20パーセント以内の減額変更とする。
- 4 規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業経費配分（内容）変更承認申請書 別記第2号様式
- 二 補助事業中止（廃止）承認申請書 別記第3号様式

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から20日以内とする。

- 2 前項の申請の取下げは、別記第4号様式により行わなければならない。

（状況報告）

第8条 補助対象事業者は、知事が必要と認めたときは、補助事業等の遂行の状況を報告しな

なければならない。

(実績報告等)

第9条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第5号様式に定める書類を添付しなければならない。

3 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までとする。

(履行確認)

第10条 知事は、事業完了後速やかに、実績報告書のほか、必要に応じて行う現地調査又は聴取により、履行の確認を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による現地調査を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対し、調査の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に調査を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付請求)

第11条 補助対象事業者は、規則第16条規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第 4 条関係）

補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
県内の事業所又は施設において行う補助事業 （取組宣言の有効期間内もしくはグレード 1 認定有効期間内に行われたものに限る。）に要する 経費	補助対象経費の実支出額又は 1 0 万円の いずれか小さい額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)